

議長・知事への勧告時の委員長発言要旨

令和2年11月2日
鳥取県人事委員会

- 当委員会では、本日まで、本年の民間給与実態調査の結果や、県内の経済・雇用情勢、国の人事院報告・勧告や他の地方公共団体の状況をもとに、各任命権者や職員団体の意見も聴きながら、本県職員の給与改定について、検討を重ねてきました。

勧告の基礎となる民間給与実態調査について、本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で2回に分けて実施しましたが、民間事業所の理解と協力をいただき、極めて高い調査の完了率となりました。調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものといえます。

本日、本県職員の給与改定についての内容がまとまりましたので、勧告を行うものです。

【公民較差】

- 本年の公民較差について申し上げます。
はじめに、月例給については、民間給与が県職員給与を下回っていますが、較差は0.05% (163円)であり、民間給与と県職員給与はほぼ均衡しています。
- 次に、特別給については、県内民間事業所の年間支給月数（3.99月）が県職員に対する年間支給月数（4.05月）を0.06月分下回っています。

【改定方針】

- このため、当委員会としましては、地方公務員法第24条第2項に定める給与決定の原則を踏まえ、県職員の月例給については改定を行わないこととし、また、特別給は引き下げることが適当と判断しました。

〔 月例給の据置き 平成30年、令和元年に引き続き3年連続
特別給の引下げ 平成28年（4.10月→4.00月）以来4年ぶり 〕

【改定内容】

- 特別給の改定内容については、県内民間事業所における年間支給月数（3.99月分）が本県職員の現行の支給月数（4.05月分）を0.06月分下回っています。県職員の特別給は、0.05月単位で改定を行うこととしていることから、支給月数を0.05月分引き下げることとしました。

引下げに当たっては、国及び他の地方公共団体の期末手当・勤勉手当の支給月数等の状況並びに民間の特別給のうち考課査定分の支給割合の状況等を踏まえ、本県の期末手当の支給月数が国や県内市町村よりも少ないこと等を考慮し、勤勉手当を引き下げることとしました。

【実施時期】

- 改定の実施時期についてですが、本年12月期分の特別給から実施することとしました。

【勧告実施の要請】

- 勧告の内容は、以上のとおりです。

本県職員の給与は、国公ラスパイレス指数による比較によると国や他の都道府県の職員に比べ低い水準が続いてきているところですが、このような中にあっても、本県職員は、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するための業務をはじめ、県民のために全力で働いています。引き続き全体の奉仕者として職務を遂行していただきますようお願いいたします。

つきましては、この勧告の実施のため、所要の措置をとられるよう要請します。

【人事管理に関する報告】

- その他、人事管理に関して、「働き方改革と勤務環境の整備」、「高齢期の雇用問題」、「人材の確保と活用」などについて意見を述べています。いずれも県職員が心身ともに健康を保持しながら、やりがいと意欲を持って公務に邁進することができるよう、職場環境や体制作り等についての改善・充実に向けた意見ですので、留意・配慮をお願いいたします。また、本年は特に次の点について申し上げます。
- 長時間労働の是正が社会全体の大きな課題であり、本県におきましても、原則として月45時間、年360時間を時間外勤務の上限として規定しているところです。昨年度は、年360時間を超える時間外勤務を行った職員が大幅に減少しており、時間外勤務縮減の取り組みが効果を発揮していることが窺えますが、各任命権者においては、職員の健康保持、仕事と家庭生活の調和のほか人材確保の観点等から、引き続き長時間労働是正のための取組を進めていただきますようお願いいたします。
- また、本年は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、大規模災害への対処等のための特例業務として、多くの職員が時間外勤務の上限時間を超えて時間外勤務を行っています。事態の収束が見通せない中、限られた要員の下で体制を維持していくためには、引き続き、特定の所属・職員に負担が集中しないよう十分に配慮しながら、業務量に応じた要員の配置など、柔軟な人事管理を行っていただくようお願いいたします。